

令和6年度富山市立大広田小学校
いじめ防止基本方針

(16) 富山市立大広田小学校

目 次

1 大広田小学校いじめ防止基本方針について	1
(1) 目的	1
(2) 基本理念	1
2 本校のいじめの実態と課題について	1
(1) 本校の実態	1
(2) 本校の課題	1
3 いじめ問題への対応について	2
(1) いじめの防止のための取組	2
(2) いじめの早期発見のための取組	2
(3) いじめが起きたときの対応	3
4 重大事態への対処について	9
(1) 重大事態とは	9
(2) 重大事態の対応についての留意事項	9

1 大広田小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立大広田小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「大広田小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・昨年度、友達関係のトラブルから、冷やかしやからかい、かげ口等の言動、仲間はずれにされる、ぶつかられる、たたかれるなどの行為が発生しています。
- ・SNS 上での不用意な発言からトラブルになることがあります。ネットの中で起きるトラブルの兆候を掴み、対応、指導することで、トラブルの発生を防いだり、早期解決をしたりしています。

(2) 本校の課題

- ・どの学年においても友達関係のトラブルがあるので、学校全体で未然防止の指導の充実に努める必要があります。
- ・上学年において、携帯電話等を所有している児童が多くなってきているので、

ネットモラルに関する指導をしっかりと行う必要があります。

- ・冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるもの、じゃれ合いからの暴力によるものが多いので、コミュニケーション力に留意した教育活動に努めなければなりません。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめが起きている場合に遭遇したときに、いじめの加害・被害という関係だけでなく、その周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や傍観している者もいじめに関係していることを理解し、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動を指導します。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 8P 【表2 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、教育相談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くして子供たちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に

向け、迅速に取り組みます。

- ・アンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「生徒指導委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照① 5 P 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② 7 P 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

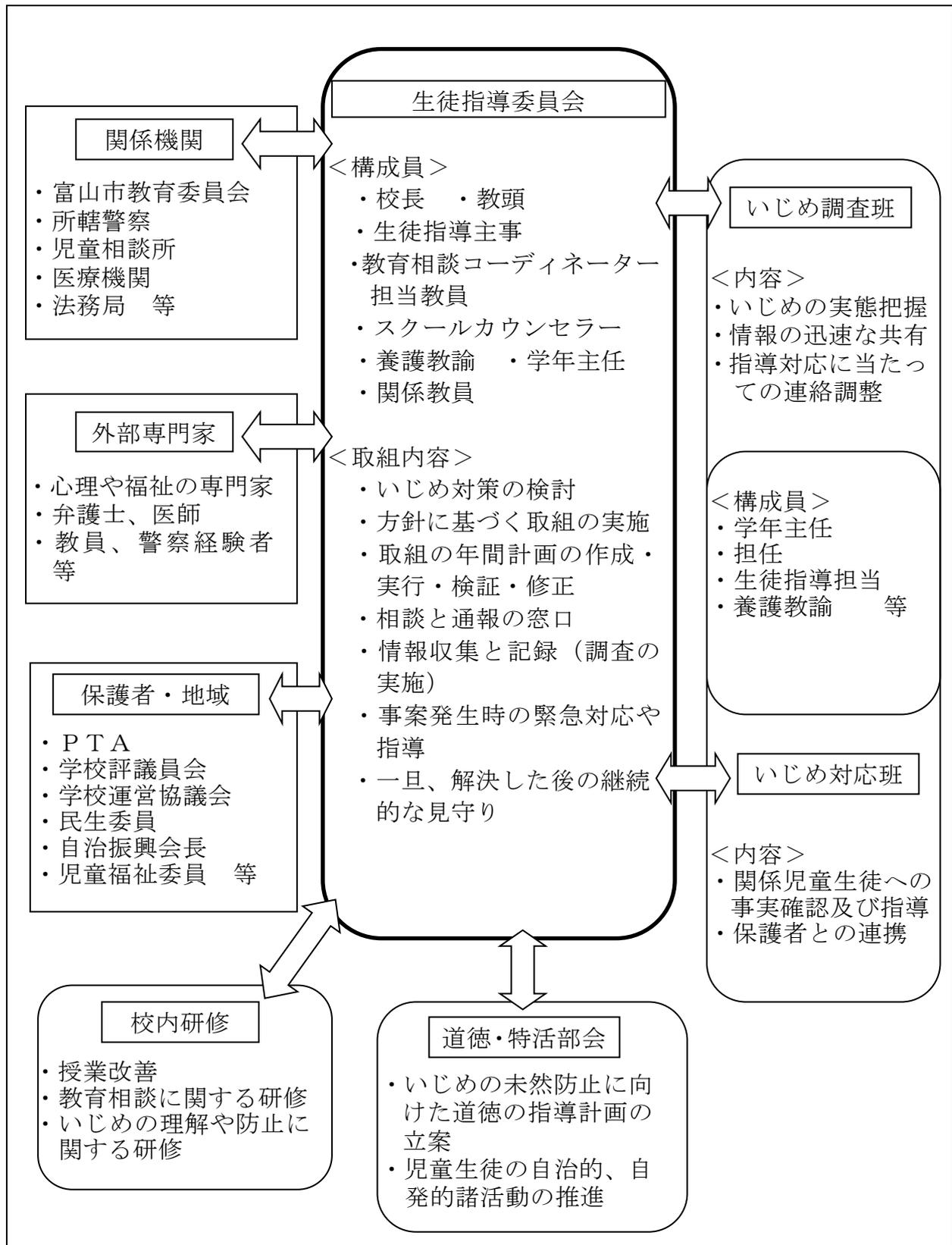
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求める

- とともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
- ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
- エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
- オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

- いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知します。
- パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

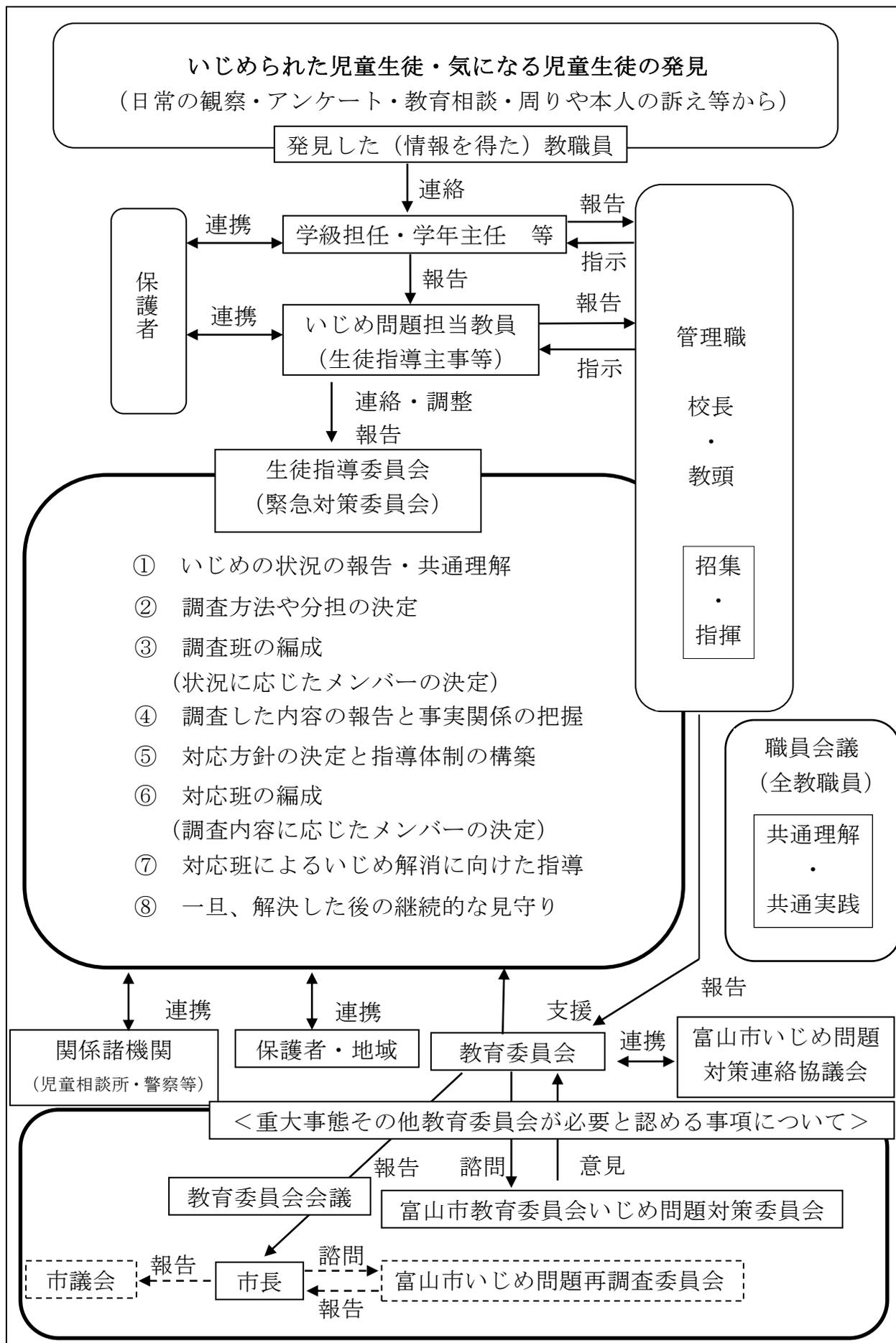
(法第22条に基づく組織)



【表1 生徒指導委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長		総 括		
教頭		調査班		
教務主任		調査班		
生徒指導主事		調査班		
教育相談コーディネーター担当教員		調査班	対応班	
スクール カウンセラー				
スクール ソーシャルワーカー				
各学年主任		調査班	対応班	
養護教諭		調査班		
担任等関係教員		調査班	対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	← 事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施 →				
	生徒指導委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解	学年懇談会での保護者啓発		生徒指導委員会実施② ・情報共有 ・研修	
	職員会議			いじめ問題に関する職員研修会①	
未然防止への取り組み	いじめ実態把握調査		①学級・学年づくり 人間関係づくり (集団宿泊学習等)		
早期発見への取り組み	いじめチェックカード				
		教育相談週間			
		保護者学校評価アンケート			

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	← 事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施 →						
	生徒指導委員会実施③ ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認				いじめ問題に関する職員研修会②		生徒指導委員会実施④ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取り組み	②学級・学年づくり 人間関係づくり (学習発表会等)			児童会による「人権週間」への取組			道徳・特別活動計画へ生かす
早期発見への取り組み	いじめチェックカード						
		教育相談週間				教育相談週間	
		保護者学校評価アンケート					

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合
- ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- ・ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態に当たるか否かを市教育委員会と直ちに協議の上、適切に判断します。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を検討します。
- ・ 事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。